「坑内特例」廃止するな

厚生年金（第3種）が危機に

関係五単産　厚生省へ申し入れ

「弱い者いじめ」と怒りの声

厚生年金制度改訂を検討している厚生省が、坑内労働者を対象にしている「第三種被保険者」の特例措置（男子で期間十五年、五十五歳で支給）廃止を打ち出していることに対し、日本非鉄金属産業労働連合会、日本炭鉱労働組合など関係五単産は、坑内労働者の実態を無視したものと反発し「第三種被保険者」の特例措置を存続させるよう要請行動を起こしています。

「第三種被保険者」の特別措置を設けた理由には、一般労働者より労働条件が悪く、苛酷な労働を強いられることが上げられています。事実、厚生省の「職業、産業別死亡率」調査を見ても、調査就業者総数を一〇〇として「採鉱・採石作業者」の死亡率指数は一八八九・八と高い（一九七五年）。また、年齢別死亡率を見ても四十四歳～四十九歳までの男子人口の対十万人比で一般が三百六十七・三人に対し、採鉱・採石労働者は五百九十九・九人、五十～五十四歳は五百十二・七人に対し八百五十人、五十五～五十九歳が七百七十九・五人に対し千四百十五・五人と多くなっています。

このことから特例措置として「第三種保険者」（現在加入者約三万一千人）に対し、加入期間十五年（三十五歳以上で坑内労働者となった場合は十一年三カ月）で厚生年金の受給資格を得ることができ、支給年齢も五十五歳からとなっています。

しかし、今回の厚生年金改革の検討の中で厚生省は「制度の均一化をはかる」ことを前提に「存在意義が薄い」として廃止することを打ち出してきました。

この厚生省案に対し非鉄金属労連など関係五単産は、坑内労働者は「依然として坑内という特殊環境における労働集約型産業であり、平均寿命も短く、五十五歳が体力の限界で大多数が年金生活者となる」ことを指摘し、「第三種の廃止は対象者の死活問題であるばかりでなく、労働力確保の面からも産業の維持発展が危ぶまれる」と強調、支給開始年齢や期間計算などの現行制度存続を厚生省に求めています。

×　×

「坑内員の扱い」の廃止などの改悪の動きが急速にすすんでいる報道を伝え聞いた現場の労働者は、「弱いところからの切り捨てだ」「坑内労働者は五十五歳が限度、なんとしてでも今の制度を守れ」「臨調行革路線は許せない」と怒りの声をあげています。

「坑内特例」廃止をふくむ厚生年金改悪を急速にすすめていることを報じた各紙。

年金の改善、充実を

総評　厚生大臣に申し入れ

総評は六月十七日、「全国民の生活をはじめ、豊かな高齢化社会を否定する」として「マイナス・シーリング」予算絶対反対の態度を明らかにし、年金制度に関する十二項目の要求を厚生大臣に提出しました。

この中で総評は、マイナス・シーリング予算は、年金制度の大改定、保険料の引き上げ、給付水準の抑制、支給開始年齢の引き延ばしなど国民生活をさらに切り下げるものだとし、むしろさし迫った課題は「国内需要を喚起するためにも、年金制度の改善・充実が必要」と主張しています。

要求の中で、総評は厚生省が厚生年金の坑内労働者、女子などの五十五歳支給開始特例措置廃止を掲げていることに対し、「現在の五十五歳支給開始を維持し、さらにその他の労働困難職場の労働者への適用拡大をはかる」ことを主張し、さらに現在五人未満の事業所が厚生年金の強制加入の対象から除かれていることに対し、「五人未満事業所の労働者、パートなど不安定労働者を無条件で厚生年金に加入させる」ことを提案しています。

一方、政府が年金の物価スライド制の見直しをしようとしていることに対し、総評は「現行スライド制を守り、実施時期を毎年四月にするなど改善をはかっていくこと」を求め、「国民年金の五年年金（現在支給額約二万五千円）、十年年金（同約三万円）、老齢福祉年金（和万五千百円）などの低い年金額を五十九年度にはすべての人が一人月四万円以上に引き上げる」ことを要求しています。

行政改革

芝岡友衛

なかま

五分会（三川）　永田正治さん

昨年の暮れから私傷病で休業している。もう定年前の出勤はできそうもない。

▼…「定年退職などで組合員が少なくなっていくが、将来三池労組がどうなるのか不安だ。少数になればなるほど団結することが必要になるのでは……」

▼…永田さんは、昭和二十二年二月本所建設部へ事務手として入社。やがて現場へ移り、四山、万田、柿園と各建設所を転々とし、三十六年三池闘争後の合理化による強制配転で三川鉱開発仕繰（甲方）工となる。しかし、二十年におよぶ坑内労働で体をこわし、五十六年に一般機械の甲方へ転職した。

▼…数年前から患っていた神経痛が最近になって悪化し、歩行にも支障をきたす状態になり、と、八月二日の定年退職を目前に控えて言葉少なに語る。

▼…元気なときは海へ出かける。本当に好きなのだ。タイラギ貝、アサリ貝をはじめ、有明海の浜の産物ならなんでもござれで、腕はまさに名人級。荒尾の海は自分の庭のようなものなのだが……。なんとしても健康な体をとり戻してもらわなければならない。

（宮原正満・記）

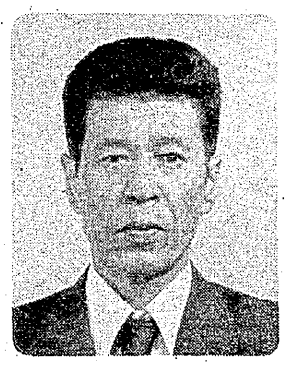

永田さんは、荒尾市宮内出目540の自宅に、長男幸広さん（29歳・荒尾競馬場勤務）と二人暮らし。

審行革

槙枝議長を代表派遣

総評が態度決める

行革推進審議会（土光敏夫会長）への委員推薦問題について総評は六月三十日、緊急の第五回評議員会を東京・神田の総評会館で開き、先の拡評決定を変更し総評代表として槙枝議長を送る、とする新方針を提案した。しかし、評議員会は定数不足で不成立となり、幹事会の責任で対応することとなった。

これをうけて富塚事務局長は同日、中曽根首相と斉藤行管庁長官宛に槙枝議長を委員とする推薦書を提出、あわせて①行革審の委員（七人）の枠を拡大し学者、ジャーナリスト関係も含めること。但し、当面困難な場合は参考人などの形で意見聴取の場を設けること、②行革審は臨調答申の枠にこだわらない、③審議は公開を原則とし、国民との直結をはかること――の三点を申し入れた。

行革審問題で総評は五月二十七日、五役会を開き委員派遣を決めたが、これに続く社会党員協（主要単産委員長・書記長会議）で「反国民的な行革に手を貸すことになる」との反対意見が強かったことから、委員を送らないことを決定、五月三十一日の拡評でも「委員七人のうち四人が財界代表であり、審議も臨調答申の枠内になる」などを理由にこれを正式決定していた。

方針変更の提案説明で富塚事務局長は、総評の要求に政府側が非公式ながら「趣旨は運営にいかす」と約束したと報告。討論では「機関決定の変更は原則に反する」「臨調行革反対の姿勢を貫け」などの意見が出されたが、幹事会は代表派遣を決めた。

〝行革審参加やめよ〟

総評三顧問　総評運動方針に提言

太田薫、市川誠、岩井章の総評三顧問は六月二十九日、総評の八三年度運動方針案に対し、①核凍結・軍縮の統一行動、②ストでたたかう八四春闘態勢の確立、③週三十五時間労働要求、④全労働者の真の統一による構造不況への対処、⑤たたかう総評のヘゲモニー確立――の五項目を骨子とする提言をまとめ、槙枝総評議長に申し入れた。また行革推進審議会の総評参加問題についても「政府に利用される」として、委員を送るべきでないとの意見書を手渡した。

これについて、記者会見した太田薫元総評議長は「提言はせめてこれくらいはとり入れて欲しいと思うことをまとめたが、行革審問題を含めて総評は既に血迷っており、私らの言うことは聞かないだろう」と述べるとともに、労研センターの地方組織の結成状況にふれ「京都、大阪に続き、八月から九月にかけて福井、新潟、神奈川、長野、静岡、東京でも発足できるだろう」との見通しを示した。

提言のうち、三顧問は「核凍結・軍縮」の統一行動を重視、反安保の立場をとる総評こそが日本の労働者と全世界に積極的に呼びかけるべきだ、と訴えている。

（連合）